

松本税務署からのお知らせ

確定申告書の提出はお早めに

平成 20 年分の確定申告書の提出期限

所得税・贈与税 3月16日(月)まで

個人事業者の消費税及び地方消費税 3月31日(火)まで

申告書はご自分で書いて、できるだけお早めに提出してください。

期限間近になりますと、税務署は大変混雑します。

*松本税務署の確定申告相談会場は、庁舎の3階です。庁舎内の案内に従って、相談をお受けください。(1月28日(水)～3月31日(火))

*税務署の開庁時間：午前8時30分から午後5時まで

*電話相談 (代表電話 0263-32-2790)

※松本税務署の代表電話にお掛けいただくと、音声案内が流れますので、ご用件の内容に応じて、次の番号をお選びください。

内容	選択番号	転送先
所得税・消費税・贈与税の確定申告に関するご質問、ご相談	0	申告案内窓口へおつなぎします。
税金に関するご質問、ご相談	1	電話相談センターへおつなぎします。
税務署からの照会やお尋ねに関するお問い合わせ など	2	松本税務署の電話交換でお受けいたします。

(注) 選択番号「0」については、1月26日(月)～3月16日(月)までの期間ご利用いただけます。

はじめてみませんか？ ネットで申告e-Tax (国税電子申告・納税システム)

所得税の確定申告は、e-Taxをご利用ください。

e-Taxで所得税の確定申告を行うと・・・こんなことが大変便利

- ① 国税庁ホームページから電子申告
- ② 最高5,000円の税額控除(注)
- ③ 添付書類を提出省略
- ④ 還付金がスピーディー

(注) 平成19年分の確定申告で本控除の適用を受けた方は受けられません。

詳しくは、e-tax ホームページをご覧ください。

www.e-tax.nta.go.jp

納税には便利な口座振替をぜひご利用ください

税目	納期限	口座振替の場合の振替日
所得税	3月16日(月)	4月22日(水)
贈与税	3月16日(月)	-
消費税及び地方消費税	3月31日(火)	4月27日(月)

住宅ローン控除を受けている皆さんへ

申告期限

3/16(月)まで

市県民税の住宅ローン控除の申告をお忘れなく

対象者
平成11年から18年の間に現在お住まいの住宅に入居し、所得税の住宅借入金等特別控除を受けている人で、次に該当する人。
◆給与所得者(年末調整済みの人)
平成20年分給与所得の源泉徴収票の源泉徴収税額が0円で、住宅借入金等特別控除可能額が、住宅借入金特別控除の額より多い場合。
◆確定申告をする人
平成20年分確定申告で、住宅借入金等特別控除を受けた結果、納める所得税がなくなり(差引所得税額が0円)、さらに引ききれない控除額がある場合。

平成19年分以降の所得税が減額となり、住宅借入金等特別控除額が控除し切れない場合は、申告をすることで翌年度の市県民税から控除することができます。
この適用を受けるには毎年の申告が必要になります。
昨年申告をされた人も、忘れずに申告書を提出してください。

控除の申告方法

控除を受けるには、「住宅借入金等特別税額控除申告書」の提出が必要です。申告書は、各総合支所の税務会計係窓口、または市ホームページで取得し、記入例を参考に作成してください。
◆給与所得者(年末調整済みの人)
源泉徴収票(原本)と一緒に「住宅借入金等特別税額控除申告書」を各総合支所税務会計係に提出するか、市の申告相談会場で手続きをしてください。

◆確定申告をする人
確定申告書と一緒に「住宅借入金等特別税額控除申告書」を税務署へ提出するか、市の申告相談会場で手続きをしてください。
申告期間
平成20年分の申告受付は平成21年1月5日(月)から3月16日(月)までです。

※申告は毎年必要です。
※期限を過ぎると控除を受けられなくなりしますので、ご注意ください。

豊科総合支所内総務部市民税課
(TEL)72・3111 (FAX)72・8340

ふるさと納税制度により寄付金控除が拡充されます

制度の趣旨と説明

「ふるさと納税」とは、みなさまが応援したい、貢献したいと思う「ふるさと」の地方公共団体に対して寄付を行った場合、その寄付金の額を一定限度額まで住民税から控除する制度です。

◆寄付金控除の対象

この寄付金控除の対象となる寄付金は、全国の都道府県又は市区町村に対する寄付金で、居住地・出身地などの限定はありません。

◆寄付金控除対象額

地方公共団体に寄付された金額のうち、5千円を超える部分について個人住民税の所得割額の10%を限度として所得税と合わせて控除されます。ただし、総所得金額の30%を超える額については対象となりません。

◆寄附金控除を受けるための手続き

お住まいの住所を管轄する税務署へ確定申告をしていただく必要があります。また、所得税が非課税で住民税のみが課税される方は、お住まいの市区町村に寄付金税額控除の申告をしていただく必要があります。なお、これらの申告の際には、寄附に係る領収書又は寄附証明書の添付が必要になります。※詳細については、広報あづみの64号(7月23日発行)・67号(9月24日発行)か、市ホームページ「安曇野ふるさと寄附のご案内」をご覧ください。

問い合わせ

「寄附金控除」に関する問い合わせ

総務部市民税課(豊科総合支所内) (TEL)72・3111 (FAX)72・8340

「安曇野ふるさと寄附」納付に関する問い合わせ

総務部総務課(本庁舎内) (TEL)71・2000 (FAX)71・5000

ふるさと納税